

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第 10 表の 3 の 1 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第 10 表の 3 の 2 に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第 10 表の 3 の 3 に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

| | | | |
|------------------------------------|--------------|-----------------------------------|--------------|
| 権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること) | 1. 有 2. 無 | その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること) | 1. 有 2. 無 |
|------------------------------------|--------------|-----------------------------------|--------------|

備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。

2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定－第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定－第2表1－1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置しているすべての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置しているすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置しているすべての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置しているすべての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定－第2表1－1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の下に注記すること。
- 15 特定－第2表1－1、特定－第4表、特定－第6表、指定－第2表、指定－第4表、指定－第5表及び指定－第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第4表及び指定－第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

- 16 特定－第3表の欄⑥及び指定－第4表の欄⑦の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてそ

の際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

1 7 特定一第3表及び指定一第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

1 8 特定一第3表1-1、1-2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

(1) 特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

(2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉔)について検討すること。

(3) ㉔がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の㉔に換算可能であり、事業者全体の原単位(㉕-1)が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位(㉕-1)を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A-1')

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ B

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ B'

⑤ (A-1') - B - B'・・・ (C-1)

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ E

⑦事業分類ごとの (C-1) 及びEを事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (U-1)、(V-1) を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位 (㉕-1) = (U-1) / (V-1) が求められる。

⑧ (㉕-1) と前年度の原単位 (X-1) の比・・・ (Y-1)

(4) Eが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位(㉕-1)が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比(Z-1)を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A-1')

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ B

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ B'

⑤ (A-1') - B - B'・・・ (C-1)

⑥事業分類ごとの (C-1) の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)・・・ (D-1)

⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ E

⑧エネルギー消費原単位・・・ (C-1) / E = (F-1)

⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・ (G-1)

⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (%)・・・ (H-1)

⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (H-1) を (D-1) の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。 (Z-1) = (①-1) + (②-1) + (③-1) +・・・

1 9 特定一第3表2-1、2-2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、(C-1)の構成割合(D-1)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(E)については、特定一第3表1における算定と同じとすること。

(1) Eがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のEに換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(㉕'-1)が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(㉕'-1)を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A')

-1')

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ ㉔

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ ㉕'

⑤ (㉔-1') - ㉕ - ㉕' ... (㉔'-1)

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ㉖

⑦事業分類ごとの (㉔'-1) 及び ㉖ を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (㉕'-1)、㉖ を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (㉖'-1) = (㉕'-1) / ㉖ が求められる。

⑧ (㉖'-1) と前年度の前単位 (㉘'-1) の比・・・ (㉙'-1)

(2) ㉖ が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (㉖'-1) が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (㉚'-1) を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (㉔-1)

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (㉔'-1)

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ ㉔

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ ㉕'

⑤ (㉔-1') - ㉕ - ㉕' ... (㉔'-1)

⑥事業分類ごとの㉔の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) ... (㉔-1)

⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ㉖

⑧電気需要最適化評価原単位 ... (㉔'-1) / ㉖ = (㉕'-1)

⑨前年度の電気需要最適化評価原単位 ... (㉔'-1)

⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) ... (㉕'-1)

⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (㉕'-1) を (㉔-1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 (㉚'-1) = (㉔'-1) + (㉕'-1) + (㉖'-1) + ...

2 0 特定一第4表及び指定一第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定一第3表1及び2において事業者全体の原単位 (㉖-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (㉖'-1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に (㉚-1) 及び (㉚'-1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定一第3表3及び4において事業者全体の原単位 (㉖-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (㉖'-1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に (㉚-1) 及び (㉚'-1) を記入すること。

2 1 特定一第4表及び指定一第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

5年度間平均原単位変化 (%) = ((㉔-1) × (㉕-1) × (㉖-1) × (㉗-1))^{1/4} (%) 又は

5年度間平均原単位変化 (%) = (㉔ × ㉕ × ㉖ × ㉗)^{1/4} (%)

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

5年度間平均原単位変化 (%) = ((㉕'-1) × (㉖'-1) × (㉗'-1) × (㉘'-1))^{1/4} (%) 又は

5年度間平均原単位変化 (%) = (㉕' × ㉖' × ㉗' × ㉘')^{1/4} (%)

2 2 特定一第5表は、例えば「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

2 3 特定一第6表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標

の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 24 特定一第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。
- 25 特定一第8表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。
- 26 特定一第10表は、特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。
- 27 特定一第11表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。
- 28 特定一第12表及び指定一第10表の記入に当たっては、特定一第12表及び指定一第10表に記載された備考欄を参照すること。
- 29 指定一第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 30 指定一第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定一第2表欄外に記入すること。
- 31 指定一第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 32 指定一第8表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第5条第1項第1号）に該当する場合は1、それ以外の工場等（法第5条第1項第2号）に該当する場合は2について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 33 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 34 認定一第2表、第3表、第4表、第5表の記入に当たっては、特定一第2表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第七十二条の規定は、公布の日から施行する。